

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第二十六号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十五号臨時建築物制限規則施行細則の一部を次のように改め布公の日から施行し昭和二十五年二月五日から適用する。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條第一項第五号削除

様式一中資材種目の一、木材二、釘三、針金六、セメン

トを削除し四、亜鉛鉄板を一、亜鉛鉄板に五、鋼材を

二、鋼材に七、板硝子を三、板硝子に改める。

様式二中建築物等の築造(用途変更)許可申請の次に(届

出)を、許可の次に(届済承認)を加える。

様式二中五号の次に次の一号を加える。

昭和二十五年四月二十一日 金 曜 日
第 二 千 百 一 号

本誌の大きさは國定規格A五

六、土木工事取締規則(新、増、移)国道府縣道を距る三「メートル」以内の地域における工作物ではありません。国道府縣道距る三「メートル」以内の地域における工作物であります。が別途縣知事の許可を得てから工事にかかります。
様式三削除

告 示

◇鳥取縣告示第二百八号

鳥取縣東京事務所規程を次のように定める。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣東京事務所規程

第一條 中央各官庁並びに諸機関との連絡を緊密にし事

務処理の円滑を図るとともに、縣政に關連ある情報のしゆう集及び資料の調査を行うため、鳥取縣東京事務所(以下事務所という)を東京都港区麻布東鳥居坂町二番地に置く。

鳥取縣關係者の上京の便宜を図るため事務所に寮舎を併置する。

第二條 事務所に次の職員を置く。

- 所長 一人
- 事務吏員 一人
- 雇員 一人

第三條 所長は次の事項を専決することができる。

- 一、職員の出張命令に關すること
- 一、職員の諸願届の処理に關すること
- 一、その他軽易な事項

第四條 所長は知事の命により第一條の目的を達するため職員を指揮監督するとともに寮舎の管理に任ずる。

第五條 事務吏員及び雇員は所長の命を受け事務に従事する。

第六條 職員の服務は鳥取縣庁職員の例によるほか必要に応じ知事がこれを定める。

第七條 寮舎を利用し得るものは縣會議員、縣職員、市町村吏員、縣教育委員、縣(公)立學校職員、市町村會議員、その他團體職員等縣において必要と認められたものとする。

第八條 寮舎の利用は縣において発行する宿泊券を持参する者に限る。

第九條 寮舎の利用その他必要と認める事項については別に定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

鳥取縣東京連絡事務所処務規程は廢止する。

◇鳥取縣告示第二〇九號

岩美郡東村陸上耕地整理組合第一区の換地処分については昭和二十五年四月二十日認可した。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
種別	施設の種類	施設の名称	施設の所在地
主體	經營	施設の長氏名	定員
鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	認可年月日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二一〇號

昭和二十五年五月一日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二一〇號

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保育所 鹿野町 鹿野町保育所 鹿野町長松田甚藏 氣高郡鹿野町大字鹿野 四〇名 昭和二十五年三月十五日

◇鳥取縣告示第二一二號

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年四月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(5)第二号	昭和二十四年十月三日	堀江事務所	元鳥取市藪片原町四一一番地先 改同 西町三八一番地三三	堀江 爲 義